イギリスの対テロ法制に関するヨーロッパ人権裁判所判例状況の 現状と課題

Studies of the Case Law of the European Court of Human Rights regarding to the Anti-terrorism statutes in the UK.

佐藤 潤一(SATO Junichi)

本研究は、標記の通り、従来から行ってきたイギリスの対テロ法制に関する研究を多角的視点、とくにヨーロッパ人権裁判所の影響を考慮してとらえなおそうとするものである。とはいえ、2016 年に実施されたイギリスの EU 離脱国民投票によって、いわゆる Brexit が進行中であり、さらにそれに関するイギリス最高裁の判例(いわゆる Miller 判決: $R(on\ the\ application\ of\ Miller)\ v\ Secretary\ of\ State\ for\ Existing\ the\ European\ Union\ [2017]$ UKSC 5)が下された結果、テロ法制に関してイギリス国内法と密接にかかわる EU 法の前提が大幅に変わってしまうこととなった。すでに 2017 年 2 月にはこれに関わるシンポジウムにロンドン大学において参加して来たところであるが(これは別の科研費による)、今年度は、この際に知己を得たロンドン大学キングス・カレッジの Jeff King 教授と、ケンブリッジ大学の Alison Young 教授に、2018 年 2 月に非常に簡潔なものではあるがインタビューする機会を得た。

Young 教授は憲法および EU 法の専門家であり、その視点からも多くの有益な示唆を得た。その際に、対テロ法制への影響という限定した視点でなく、Miller 判決のイギリス国内法への影響の程度如何について、King 教授は、判決それ自体は評価するが、おそらく政治的には微小な影響に留まるであろうと予測された。

さて、これに先立ち本来の主題である判例研究については、現在進行形のものを検討する大前提として、いくつかの先行研究はあるものの、筆者自身の研究としては充分な検討ができていなかった、ウルラ (*Ullah*) 原則について、関連文献を精読したが、論考としてまとめるには至らなかった。同原則は、*R(Ullah) v Special Adjudicator* [2004] UKHL 26 において当時のイギリス最高裁にあたる貴族院上訴委員会上級裁判官(Senior Law Lord)ビンガム卿(Lord Bingham)が採用した原則であって、「国内裁判所の義務はストラスブールの判例の発展の経過と横並びを維持することであり、それ以上でも以下でもない」というものである(ブライス・ディクソン〔北村泰三訳〕「欧州人権条約と英国最高裁判所」『比較法雑誌』第48巻第2号(2014)15頁・引用は同38頁より)。

今年度は、従って、「イギリスの対テロ法制に関するヨーロッパ人権裁判所判例」を理解するための前提条件を種々検討したにとどまる。なお、成果の一部は2018年3月に公表した「『憲法』の比較の意味と無意味」『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』32号71頁にも反映されてはいる。